

第 80 回仙台市大規模小売店舗立地法専門委員会議事録

- 1 日 時 令和 3 年 10 月 19 日（火）9 時 00 分～10 時 45 分
- 2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階 第 2 委員会室
- 3 出席委員 委員長 岩動志乃夫
委 員 菊池輝、栗原由紀子、藤山真美子、北條俊昌、本郷哲、松八重一代
- 4 説明者 仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会 総括部会（地域産業支援課）
同 交通部会（道路管理課、交通政策課）
同 騒音・照明部会（環境対策課）
同 廃棄物部会（事業ごみ減量課）
同 街並みづくり部会（都市景観課、百年の杜推進課）
- 5 関係機関 宮城県警察本部交通規制課
- 6 会議の経過
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ①個別届出案件
「シエロ茂庭」新設届出【資料 1】
 - ②個別届出案件
「(仮称) 仙台錦ヶ丘店舗計画」新設届出【資料 2】
 - (3) 閉会
- 7 傍聴者 0 名
- 8 報道機関 0 社
- 9 議事録 以下のとおり（発言は要旨）

議事詳細

① 個別届出案件

■「シエロ茂庭」新設届出【資料 1】

（事務局）（資料に基づき、概要、説明会の実施状況を説明。）

（運用協議会各部会）（資料に基づき、運用協議会各部会における協議内容を説明。）

（委員長） 仙台市は「部会の意見なし」とのことだが、ただいまの説明について、質問等があればお願いしたい。

（委員） 駐車場内での低速走行を促す看板の資料が見当たらないが、どのような看板か。

（設置者） 届出時点では看板のデザインが決まっていなかったので届出書には添付されていない。具体的なデザインはこれからだが、駐車場の入庫時に確実に視認してもらえるよう、各出入口に設置する駐車場看板に記載することを考えている。また、夜間でも視認できるよう照明をつける。

（委員） 敷地周辺が広い道路なので、早い速度のまま駐車場に入ってくるものが考えられる。騒音の環境基準を越えないよう、速度を下げるとの仕掛けをどの辺に設置するつもりか。

（設置者） 一番速度が出ると思われる敷地西側に向かって直進できる車路にハンプを 1 カ所設ける。また、敷地西側には住宅が隣接しているため、夜間は敷地西側の出入口 1 を閉鎖することとしている。それ以外の方角は水田や商業施設であるため、特に静穏を要する敷地西側を考慮した対応を取っ

ている。

- (委員) 出入口1を閉鎖した場合、西に出ようとする車の出庫方法はどのような周知を行うのか。
- (設置者) 敷地東側の出入口3から左折で出庫し、敷地の外周を回るかたちで西に出ることになる。
- (委員) 敷地の外周を左折で回るのであれば、結局は住宅前の道路を通ることになり、出入口1から出庫させた方が住宅前の走行長が短いのではないかと。また、この場所は速度が出た状態での事故が多い。敷地西側を閉鎖する運用を行った場合、どのようにして出入口3の左折出庫を徹底させるのか。安全面を考慮した場合、出入口1の南側の信号を活用させる方がよいのではないかと。
- (設置者) 出入口1の夜間閉鎖は騒音対策であり、仙台市からの指導を踏まえた対応である。委員会での議論の結果、出入口1は閉鎖しないほうが好ましいという判断であれば、その判断に従う。
- (委員) 駐車場の敷地面積が広いのでランプが敷地中央に1個では足りない。ランプの数を増やすことも検討してもらいたい。
- (設置者) 承知した。
- (委員) 南側の出入口2と大型車の駐車マスとの間に広いスペースがある。車の動線が交錯することが考えられるが、路面標示などは行うのか。
- (設置者) 大型車が駐車するための転回スペースであり、車路の制限は考えていない。現在も同じ運用であるが、特に問題は生じていない。
- (委員) 出入口の位置が変わることによって大型車の駐車に影響はないのか。
- (設置者) 安全面を考慮して出入口の位置を交差点から少し離れた位置に変更したが、大型車の動線の軌跡を確認して影響が出ないことを確認している。また、出入口の幅員も変わらない。
- (委員) 国道286号線に面しており、24時間営業のコンビニがあることから、特に深夜は大型車の利用が多いのではないかと。また、駐車場が大型車の休憩場として利用されることを想定しているのであれば、実際の騒音が今回の予測結果を上回る心配はないのか。
- (設置者) 車の出す騒音は走行速度に比例して大きくなるため、停車時間が最も小さくなる。夜間に発生する騒音の最大値予測結果は走行時のものであり、アイドリング時の騒音が今回の予測結果を上回る心配はない。なお、説明会には参加されていない地域住民から、薬王堂の営業終了後も敷地西側の駐車場を利用している車がいるので何とかして欲しいとの声があり、対策を検討しているところである。

設置者退出

- (委員長) 仙台市は「部会の意見なし」とのことだが、委員会としてどのように判断するか。先程の意見等を踏まえて、西に向かう車の誘導方法との関係で、出入口1の夜間閉鎖をどのように考えるべきか議論をお願いしたい。
- (委員) 安全上は出入口1を閉鎖しないのが望ましいが、さまざま事情があるものと推察する。出入口1の夜間閉鎖が地域住民の声などを踏まえた対応ということであれば、左折出庫の協力をお願いするものの、敷地南側の出入口2と敷地東側の出入口3の右折出庫を認めざるをえないのではないかと。利用者に対する案内表示の在り方も含めて検討する必要がある。
- (道路管理課) 敷地南側の国道286号線は中央分離帯によって物理的に右折出庫ができなくなっている。敷地東側の仙台村田線にもポールコーンが設置されている。
- (委員) 物理的に右折出庫ができないのであれば、出入口1の夜間閉鎖を改めて議論するか、もしくは夜

間帯の出庫経路について適切な誘導案内が必要になる。

(委員長) 出入口1の夜間閉鎖について、他の委員の意見はいかがか。

(委員) 道路の向かい側にもコンビニがあり、周辺にもいくつかコンビニがある。利用者は利便性の良いコンビニを選ぶので、西へ向かう車は他のコンビニを利用するものと判断し、出入口1の夜間閉鎖を行うという運用でよいのではないか。

(委員長) 私もその点については同感である。

(委員) 駐車場に停泊しているトラックが早朝に出庫することは考えられないか。

(委員) 駐車場が広いので、他のコンビニよりも大型車が駐車しやすいように思える。ただし、出入口1は狭いので大型車が出入口1を利用するのか分からない。出入口1を閉鎖し、適切な誘導案内を行う方がよいのではないか。

(委員) 先ほどの道路管理課の説明で、出入口3もポストコーンによって物理的に右折出庫ができないとのことだったが、添付写真を見る限り出入口3のところにはポストコーンが見当たらない。右折出庫が可能なのであれば、右折出庫でもよいのではないか。

(道路管理課) 交通安全上も渋滞緩和という観点からも出入口3の右折出庫は難しい。

(委員長) これまでの意見をまとめると、出入口1の夜間閉鎖は仕方ないものであり、また出入口2及び3からの右折出庫も難しいものであることから、西に向かう場合は出入口3から左折で出庫するものとし、設置者に対して適切な誘導案内を行うよう求めるということでよいか。(異論なし)

(委員長) それでは議論を踏まえた留意事項を付し、意見無しとする。

【専門委員会の留意事項として】

ア. 騒音対策として、駐車場内における低速走行の周知徹底や、ハンプの追加設置等を検討することに加え、今後騒音苦情が発生した際には、適切な対策を速やかに講じること。

イ. 出入口1の夜間閉鎖にともない、西方面に向かう車に対する出庫方法の周知徹底に努め、適切な案内表示を行うこと。

② 個別届出案件

(事務局) (資料に基づき、概要、説明会の実施状況を説明。)

(運用協議会各部会) (資料に基づき、運用協議会各部会における協議内容を説明。)

(委員長) 仙台市は「部会の意見なし」とのことだが、ただいまの説明について、質問等があればお願いしたい。

(委員) 夜間騒音で規制基準を超えている部分がある。周辺に住居がないとの事前説明は受けているが、山深い地域に新たに開業するものであり、生態系などのことも考えて規制基準は守る必要があるのではないか。まだ周辺に住宅がないから規制基準を越えても問題ないというのは受け入れづらいように感じる。何か対策は検討されているのか。

(設置者) 隣地も商業施設として開発されるという前提で出店計画を進めており、設置者としては住宅が建設されるようになった場合は対応を検討するとの回答にならざるをえない。なお、規制基準を超えているのは車の走行音であり、低速走行を促す看板の設置といった対策が考えられる。

(委員) 搬入車両の動線を確認したい。図面を見る限り、出入口のアウト側から入庫し、イン側から出庫するような動線になっている。右折レーンと重なる部分もあるので注意してもらいたい。

(設置者) 搬入車両の動線は図面の通りである。搬入車両は駐車場内に利用者がいないことを確認して搬入

することになる。

- (委員) 敷地内の低速走行等を促すために出入口付近に看板を設置することになっているが、具体的な説明の文字が小さいため、車を運転しながらではアウト側に設置された看板の文字までは認識しづらいのではないかと。西側の出入口はイン側に看板を設置しているが、東側の出入口はアウト側に設置されるため、車と看板の距離がある。もう少し視認性の良い設置場所があるのではないかと。
- (設置者) まだ設置前であるため、持ち帰って看板の設置場所を改めて検討する。
- (委員) 住民説明会でも質問があったが、最寄りの交差点で渋滞が発生することがこれまでもある。本施設の出入庫には影響ないとの評価か。
- (設置者) 解析の数値上は問題ない。また、現在の渋滞は道路北側から右折する車によるものであり、本施設は当該交差点を左折するものである。なおオープンの際は誘導員をつけて対応する。
- (委員) 住民説明会の参加者が多い。どのような周知広報を行ったのか参考までに伺いたい。
- (設置者) 他の施設と同じで折込チラシによる。周辺住民の関心が高いとの実感はある。

設置者退出

- (委員長) 仙台市は「部会の意見なし」とのことだが、委員会としてどのように判断するか、ご意見ご協議をお願いします。
- (委員) 騒音について、設置者の説明でも、仙台市の説明でも、周辺に住宅がないので基準値を越えていても問題ないとの判断だったが、このような事例では基準値を超えても問題ないのか。他の案件ではハンプ設置などの細やかな議論がなされているが、今後の事も含めて確認したい。
- (環境対策課) 立地法の協議のなかでは規制基準という言葉を使っているため、車両走行音を含めたすべての騒音について法的な規制がかかるというイメージを持たれていると思うが、騒音規制法や公害防止条例では、機械設備から出るような定常騒音だけを規制対象と定めている。また、騒音規制法などの法令に基づいても、実際に住民の生活環境を害しており、苦情が出ているというような状況でない限り、自治体から強く規制することはできないことになっている。そのため、今回のように周辺に住宅がない案件では強く指導できないのが現状である。
- (委員) 環境アセスの会議では騒音問題が厳しく言及されている。周辺に住宅がないから問題ないというのを認めると、今後も同じようなことが想定される。たとえば基準値を超える地点に夜間は進入しないなど、もし対策できるようなことがあれば検討してもらいたい。
- (環境対策課) (仮称) 仙台錦ヶ丘店舗計画においては、基準値を超える東側の駐車場は従業員用駐車場とすることで協議を行っている。なお、低速走行を促すハンプ設置は、通過時に振動が発生するため設置は難しいという事業者の回答だった。
- (委員長) それでは、委員会としては以下のとおり留意事項等を付し、意見なしとする。

【専門委員会の留意事項として】

- ア. 騒音対策として、駐車場内における低速走行の周知徹底に加え、将来隣地に居住環境が生じたことになった際には、駐車区域や車路の変更も含め適切な対策を速やかに講じること。
- イ. 敷地内の低速走行等を促す案内看板について、視認性の観点から設置位置が適切かを改めて確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

以上